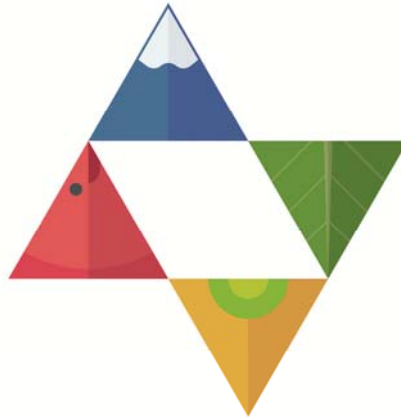


静岡県産品シンボルマーク

<目的>

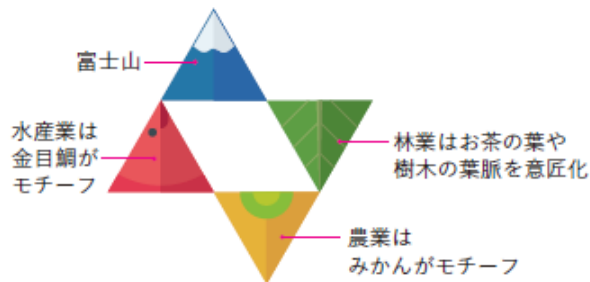
本県産品の魅力を国内外に向けて効果的に発信し、県産品を積極的に売り込むため、シンボルマークを作成

【タテ(基本)型】



SHIZUOKA
J A P A N

<展開例>



農・林・水
すべての要素が
連携しあって
価値を高めていく



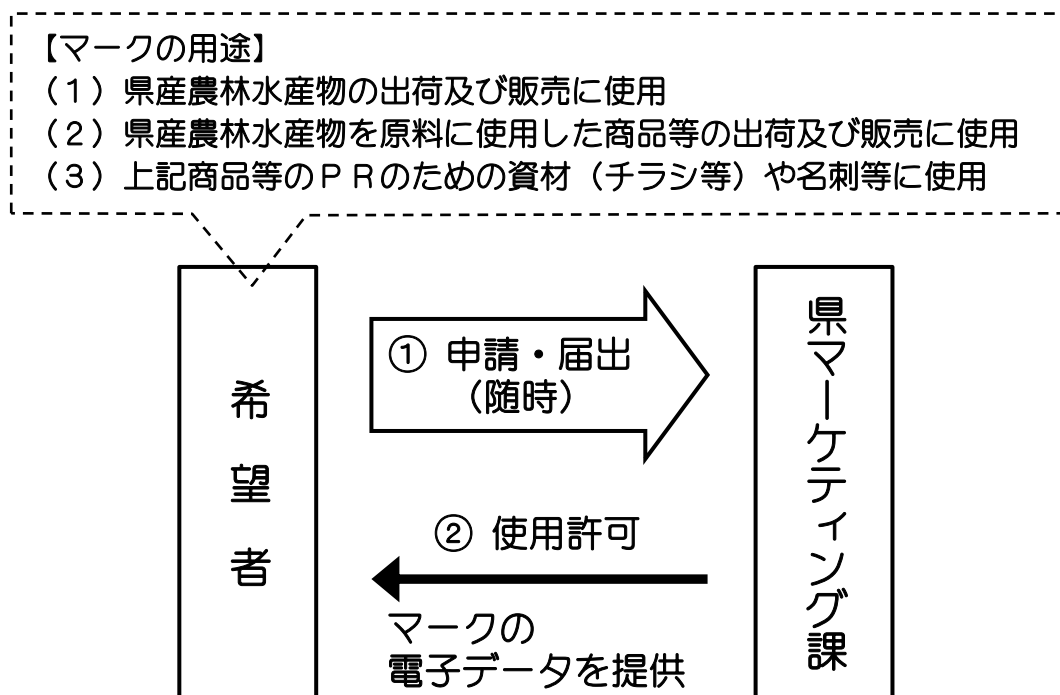
- | | | | |
|---|--|--|---|
| ■ 富士山 | ■ 水産業 | ■ 農業 | ■ 林業 |
| 日本一の象徴かつ
静岡の象徴でもある
富士山のブルー | 魚などの
水産物のレッド | みかんなど、
農産物のオレンジ | お茶や森林のグリーン |

※ 使用方法は裏面に記載

<使用方法>

静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領に定める申請又は届出を行い、県から使用許可を受けた場合に限り使用可能

～ 手続きイメージ ～



(備考)

- ・ 使用許可を受けた方は、無償でマークを使用できます（マークの表示に要する経費は使用者の負担）
- ・ 不適切な使用^{*1}や遵守事項^{*2}に反する等の場合には、使用を認めない又は使用許可を取消す場合があります

※1 県産農林水産物又は加工品のイメージを失墜させた場合等

※2 上記【マークの用途】の（1）及び（2）のケースにおいて、マークの表示とともに使用者の連絡先を明示すること、マークの使用に当たりガイドライン及び使用取扱要領に従うこと等

【PRでの使用例】



かばん



段ボール



テーブル

<問い合わせ先>

県マーケティング課マーケティング企画班
TEL 054-221-2808